

役員報酬等の支給基準規程

社会福祉法人誠友会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠友会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。

2 前項に該当しない評議員、役員等が評議員会、理事会へ出席したときは、その他の法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

1日 5,000円

3 翌年度の報酬額は、年度終了時に開催される定時評議員会において、法人の業績と当該評議員、役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

(報酬等の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等については、前月16日に起算し、当月15日に締め切り、当月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条2項の評議員、役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉所得税を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 評議員会、理事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

- (1) 第3条1項の役員等については、交通費届によって申し出された距離に給与規程別表4(5)-1、(5)-2、(5)-3に定める金額を毎月25日(当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日)に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、交通費届の申し出のないものについては、領収証等の支払いの証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。
 - (2) 第3条2項の役員等については、交通費届によって申し出された距離に1キロメートル17円をかけた金額を振り込む方法により支払いを行う。ただし、交通費届の申し出がないものについては、領収証等の支払いが証明できるものをもって支払う。
- 2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第6条 評議員会、理事会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物販輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

第3章 慶弔

(受章祝金)

第7条 評議員、役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第8条 評議員、役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第9条 評議員、役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第10条 評議員、役員等が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第11条 評議員、役員等の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほ

か、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第4章 附則

(改正)

第12条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人誠友会の評議員会議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する

役員等報酬表号俸	支給基準額
1号俸	月額50,000円
2号俸	月額100,000円
3号俸	月額150,000円
4号俸	月額200,000円
5号俸	月額250,000円
6号俸	月額300,000円
7号俸	月額350,000円
8号俸	月額400,000円
9号俸	月額450,000円
10号俸	月額500,000円
11号俸	月額550,000円
12号俸	月額600,000円
13号俸	月額630,000円
14号俸	月額700,000円
15号俸	月額750,000円
16号俸	月額800,000円
17号俸	月額850,000円
18号俸	月額900,000円
19号俸	月額950,000円
20号俸	月額1,000,000円

別表1 祝金及び見舞金	支給基準額
受章祝金	ア. 知事、厚生労働大臣表章受章のとき 20,000円 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 30,000円
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内

別表2 弔慰金対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の評議員、役員等	50,000円	同上

別表3 香華料対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	同上
配偶者の父母、義父母	10,000円	同上
子	30,000円	同上
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	同上

